

大東文化大学基本方針

教育研究等環境に関する方針

2022（令和4）年3月7日大学評議会

基本方針

本学の教育研究上の目的を達成するために、大学設置基準および大学院設置基準など、各種法令を遵守しつつ、高等教育機関にふさわしい教育研究等の環境整備を行う。教育環境については、学生一人ひとりが学習に専念できるよう、校地・校舎、施設・設備の適切な維持管理・新設とともに、キャンパス・アメニティを充実させ、快適な学習・生活環境を整える。

また、学習支援の場として図書館機能の強化を図る。本学の研究に対する基本的な考えは、中長期計画において「開かれた知の共同体をつくり、大東文化らしい高度な研究を創造する」としている。これに基づき、教員がその研究力を最大限に発揮できる環境を保証するため、ハードとソフトの両面で環境整備を進める。併せて、地域に開かれた大学として、地域社会と共生するキャンパスづくりを行う。

1. 校地・校舎、施設・設備

- (1) 中長期的なビジョンの下に校地・校舎、施設・設備の整備計画を立て、効率的な整備を進める。
- (2) 老朽化した校舎・施設・設備の更新・整備とともに、教室・研究室等の安全・衛生に留意した環境整備（換気・照明・清掃等）と一層のバリアフリー化を進める。
- (3) 学生・教職員が過ごしやすいキャンパスとするために、食堂をはじめとした福利厚生施設の充実を図る。
- (4) 板橋キャンパスについては、学生・教職員の教育研究とコミュニケーションの場としてのアメニティ空間の充実を図り、人と環境にやさしい都市型キャンパスを目指す。
- (5) 東松山キャンパスについては、自然環境に配慮しつつ、快適な教育研究環境を創出する。
- (6) 緑山キャンパスについては、スポーツおよび文化活動施設としての利用を視野に入れつつ、地域住民に開かれたキャンパスを目指す。
- (7) 防災・減災に備えた訓練を実施し、防災備品等を充実させることにより、自然災害に対応できるキャンパスづくりを進める。また、自然災害の発生に備え、帰宅困難者や地域住民への迅速な支援ができるキャンパスを目指す。
- (8) 地域に開かれた大学として、地域住民との交流や研究発表等のための施設開放を進め、地域社会と共生するキャンパスを目指す。
- (9) スクールバスについて、利用者の利便性を高める運行を目指すとともに、限られた資源のなかで合理的な運行管理を行う。

2. 図書館

- (1) 学生の自ら学ぼうとする意欲を喚起し支援するための体制の一環として、全学的にラーニングコモンズの利用促進を図る。
- (2) 本学で生産された知的生産物および本学が収集した貴重な資料を電子上で長期保存し、すでに国内外に向けて発信している「大東文化大学機関リポジトリ」を適切に運用する。
- (3) 教職員および学生の研究活動を支援するため、本学における研究分野を網羅する図書・学術雑誌・視聴覚資料を体系的に収集し保存する。電子ブック、電子ジャーナルおよびデータベースを採用し、資料への迅速かつ簡易なアクセスを保証する。
- (4) 図書館ガイダンスを通じて実施している学生の情報リテラシー教育を促進する。
- (5) 他大学・研究機関との連携を強化し、教育研究に関する情報および知的財産の共有化を図る。引き続き地域住民に対し知的空間を開放し、地域社会への貢献を行う。
- (6) 閲覧室には、学生の学習および教員の研究のために十分な数の座席を備えるとともに図書館内環境の清浄化を行う。また利用者の利便性を考慮した開館時間を設定する。
- (7) 学術情報サービスを提供するために専門的な能力を有する人材の配置と育成を行う。

3. 教育支援環境

- (1) 教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備を図る。
- (2) ティーチング・アシスタント（TA）、技術スタッフ等を適切に配置するとともに、ピアサポート、チューター制度の充実を図る。
- (3) LMS（授業管理システム）の利用を推進し、授業支援を行う。併せてLMSで収集した学修記録をポートフォリオとして学生に提供する。
- (4) 学内ネットワーク環境、他大学との認証連携の充実を図る。
- (5) 業務系各種システムの安定稼働および情報セキュリティの確保・強化を図りながら仮想化・クラウド化への移行を進める。
- (6) 教職員の情報共有環境の充実を図り、利用を推進する。
- (7) 情報化の進展にあわせた教職員および学生の情報倫理を確立する。
- (8) LMS講習、情報セキュリティ講習、ITスキル講習等の実施と、ICT活用の調査研究を行う。

4. 研究環境、研究倫理

- (1) 教員に研究費を支給し、研究室を整備するとともに、研究時間、研究専念期間を確保する。
- (2) 科学研究費等外部資金を獲得するための支援を行う。
- (3) 附置研究所の配置と運営体制を整備する。
- (4) 研究会、セミナー、シンポジウムなどの開催および学術雑誌の刊行を進める。

- (5) 海外の諸研究機関および事業機関との学術交流や共同事業などのグローバルな研究を推進・展開するための環境整備を図る。
- (6) 研究倫理について定めた「大東文化大学学術行動憲章」「大東文化大学研究者の行動規範」等を適切に運用する。
- (7) 研究倫理についての審査体制を体系化し、研究倫理委員会、各種倫理審査委員会における適正な審査を行う。
- (8) 学内諸規程に基づき、定期的にコンプライアンス教育および研究倫理教育を行う。

5. 教育研究等環境の適切性についての定期的な検証

教育研究等環境の適切性については、毎年度実施する自己点検・評価において定期的に検証する。また、環境整備は学園の事業計画に盛り込み、学園理事会等において検証と審議を行う。